名称　気仙沼西湾第五号灯浮標
位置
所在地　岩井埼灯台（宮城県気仙沼市）の北北西方約三・一キロメートル
北緯　三八―五一―二〇
東経　一四一―三五―五七
変更した事項
光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　平成二十四年二月二十九日

名称　苅田港南第四号灯浮標
位置
所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の南西方約一・四キロメートル）
北緯　三三―四七―一八
東経　一三一―〇〇―一一
変更した事項
名称　苅田港神ノ島東第三号灯浮標
位置
所在地　福岡県苅田港（苅田港東防波堤灯台の南方約一・五キロメートル）
北緯　三三―四七―〇〇
東経　一三一―〇〇―三六
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十四年二月二十九日

名称　相馬港北防波堤灯台
位置
所在地　福島県相馬港（北防波堤外端）
北緯　三七―五一―三四
東経　一四〇―五八―〇四
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
記事
補正

名称　相馬港二号ふとう波除堤灯台
位置
所在地　福島県相馬港（二号ふとう波除堤外端）
北緯　三七―五〇―三〇
東経　一四〇―五七―四四
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで九・一メートル
記事
補正

名称　相馬港沖防波堤北灯台
位置
所在地　福島県相馬港（沖防波堤北端）
北緯　三七―五二―〇三
東経　一四〇―五八―三五
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
記事
補正

名称　相馬港松川浦南防波堤灯台
位置
所在地　福島県相馬港（松川浦南防波堤外端）
北緯　三七―五〇―一四
東経　一四〇―五八―三六
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
記事
補正

名称　須川港灘防波堤C灯台
位置
所在地　長崎県南島原市（須川港灘防波堤C外端）
北緯　三二―三九―〇一
東経　一三〇―一七―二一
変更した事項
位置
所在地　長崎県南島原市（須川港灘防波堤C外端）
北緯　三二―三九―〇〇
東経　一三〇―一七―一七
記事
補正

○海上保安庁告示第八十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、社団法人日本油料検定協会から確認業務を行う事業所の所在地について、平成二十四年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

変更する千葉支所の所在地

変更後	変更前
千葉県千葉市稲毛区緑町二丁目二十三番十五号	千葉県千葉市中央区春日二丁目十九番四号

○海上保安庁告示第八十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、財団法人新日本検定協会から登録確認機関の氏名又は名称並びに確認業務を行う事業所の名称及び所在地について、平成二十四年四月一日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

変更する登録確認機関の氏名又は名称並びに確認業務を行う事業所の名称及び所在地

変更後	変更前
一般財団法人新日本検定協会	財団法人新日本検定協会
削除	千葉事業所
削除	千葉県千葉市中央区中央港一の九―五
削除	松山事業所
千葉事業所	愛媛県松山市大可賀三―五八〇
	市原事業所

○防衛省告示第八十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月三日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年四月十二日（予備、同月十三日から同月十六日まで）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機

○防衛省告示第八十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月三日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年四月十二日（予備、同月十三日から同月十六日まで）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒